

# 福生市子ども・子育て審議会条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること。

## (組織)

第3条 審議会の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 保育関係者 1人
- (3) 教育関係者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人
- (5) 事業主を代表する者 1人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2人
- (7) 子どもの保護者 3人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

青少年問題協議会委員	日額	8,500円		を
------------	----	--------	--	---

」

「

青少年問題協議会委員	日額	8,500円		に
子ども・子育て審議会委員	日額	8,500円		

」

改める。